

# 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(草加市指定 事業者番号第 1171800012 号)

令和 6 年 4 月 1 日現在

当事業所は、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 1 事業者

(1) 法人名	社会福祉法人草加市社会福祉協議会
(2) 法人所在地	草加市松江一丁目 1 番 32 号
(3) 電話番号	048-932-6770
(4) 代表者氏名	会長 扉 溪 文 有
(5) 設立年月日	昭和 43 年 12 月 23 日

## 2 事業所の概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的	

介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、利用者の選択に基づき、指定居宅サービス等の提供が利用者及びその家族に公正・中立に確保されるよう指定サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

(3) 事業所の名称	社会福祉法人草加市社会福祉協議会
(4) 事業所の所在地	草加市松江一丁目 1 番 32 号
(5) 電話番号	048-932-6773
(6) 管理者氏名	菊池 みはる
(7) 当事業所の運営方針	

当事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月日	平成 11 年 10 月 1 日
(9) サービス提供地域	草加市内 (草加市外でご希望の方は、ご相談ください。)
(10) 営業日および営業時間等	(事情により、営業日、営業時間外のご相談を承ります。)

① 営業日 月～金曜日  
(ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます。)

② 営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

③ 連絡体制 24 時間連絡可能な体制をとっており、必要に応じて担当者が相談に応じます。 緊急連絡先：048-932-6773

### 3 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援を提供する職員を配置し、隨時必要な研修を行っています。

	常 勤	業 務 内 容
管 理 者 (主任介護支援専門員)	1 人	業務および従業員の管理 指定居宅介護支援業務
介護支援専門員	3 人以上	指定居宅介護支援業務

### 4 利用料金

#### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額保険給付されますので、自己負担はありません。(料金は別紙1のとおり)

※ 保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合には、利用料金を一旦事業所に支払っていただきます。当事業所より「指定居宅介護支援提供証明書」を発行しますので、後日「指定居宅介護支援提供証明書」を添えて、草加市の窓口に申請しますと払い戻しを受けることができます。

#### (2) 交通費

草加市内にお住まいの方は無料です。

草加市外の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要です。

・草加市を越えた地点より片道	1 0 キロ未満	5 0 0 円
	1 0 キロ以上	1, 0 0 0 円

#### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

### 5 事業所の提供割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2の通りです。

### 6 事故発生時の対応

介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、すみやかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

### 7 利用の際の留意事項

- 1) 介護福祉施設への入所申込みをされた場合は、必ずご連絡ください。
- 2) 要介護等有効期間中に変更申請される場合は、必ずご連絡ください。
- 3) 訪問時のお茶やお菓子等の接待、金品等の譲渡はお断りします。

## 8 身体拘束等の禁止

当事業所は、身体拘束防止等のため、次に掲げる措置を講じるものします。

- (1) 身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束防止のための研修を定期的に開催する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

## 9 虐待の防止

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じるものします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

当事業所はサービス提供中に当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報を行います。

## 10 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生及びまん延を防止するために、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、訓練（シミュレーション）を実施します。

感染症発生時には、感染症予防及びまん延防止のため、発生状況によって当該市町村や関連する公的機関、居宅サービス事業者、医療機関等に報告を行い、利用者に必要な援助を行います。

## 11 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でも利用者へのサービスを継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。

## 12 相談、苦情等の窓口

### (1) 当事業者の窓口

当事業所の指定居宅介護支援に関する相談、苦情等及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスに関する相談、苦情等を承ります。

☆ 相談窓口☆

担当者：管理者 菊池 みはる

電話：(直通) 932-6773 (代表) 932-6770

FAX： 932-6779

受付日時：月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(但し、祝日および12月29日～1月3日を除く。)

(2) 「第三者委員」の設置

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から中立公正に対処するために、当事業所のサービスに対するご意見もいただいており、当事業所の苦情やご意見を「第三者委員」に相談することもできます。

草加市社会福祉協議会 第三者委員	電話 048-932-6770 (代表) 委員名 小松崎文貴・大矢浩子・高橋和子
---------------------	---

(3) その他の苦情等の窓口

草加市健康推進部 地域介護課	電話 048-922-0151 (代表) FAX 048-922-3279
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情対応係	電話 048-824-2568 FAX 048-824-2561

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 事業者名 社会福祉法人草加市社会福祉協議会  
所在地 草加市松江一丁目1番32号  
代表者氏名 会長 扉 溪 文 有 (印)  
説明者 職名 介護支援専門員  
氏名 (印)

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所  
氏名 (印)

(代理人) 住所  
氏名 (印)

## 別紙 1

料金規定表 \* 金額設定につきましては、地域区分別 1 単位の単価(5 級地 10.70 円)を乗じた金額で計算されています。

### 基本料金【1か月あたり】

☆基本料 担当件数が 4 件未満 要介護 1・2 11,620 円  
要介護 3・4・5 15,097 円

※次の要件を満たすものとします。

- イ 居宅サービス計画原案を利用者または家族に説明し、文書にて同意を得た上で計画を利用者及び家族に交付する。
- ロ 特段の事情がない限り月1回は利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握し結果を記録する。
- ハ 要介護認定や要介護認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の内容について意見を求める。

### 加算を算定した場合

## ☆加算料

初回加算	3,210円
特定事業所加算（Ⅱ）	4,504円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,675円
（Ⅱ）	2,140円
退院・退所加算Ⅰイ	4,815円
Ⅰロ	6,420円
Ⅱイ	6,420円
Ⅱロ	8,025円
Ⅲ	9,630円
通院時情報連携加算	5,335円
緊急時等居宅カンファレンス加算（月に2回を限度）	2,140円
ターミナルケアマネジメント加算	4,280円